

福島第一原子力発電所の廃棄物の性状把握に関する
データベースの改良

仕様書

1. 件名

福島第一原子力発電所の廃棄物の性状把握に関するデータベースの整備

2. 概要

福島第一原子力発電所の廃炉において発生する放射性廃棄物に関する研究開発を促進するため、分析結果をデータベース（福島第一原子力発電所事故廃棄物に関する分析データ集：以下、FRAnDLi（フランドリ）という。）に収録して公開し、関係者の利用に供している¹。また、分析データを利用した解析等の検討に資するため、分析試料の性状（材質、質量等）や由来（採取場所、採取方法等）や関連する情報を収録する試料データベース（以下、SampleBase（サンプルベース）という。）を構築した。試料データベースへのアクセスはユーザを限定して運用している。

FRAnDLi は、収録する分析データの増加にともない、検索した分析結果を表示するまでの時間が増加し、利便性が低下している。SampleBase は、ソフトウェア環境を整備する。

本件は、「廃炉・汚染水・処理水対策事業費補助金（固体廃棄物の処理・処分に関する研究開発）」に基づいて、上記のデータベースを改良、整備に係る作業を受注者に請負わせるため、その仕様について定めたものである。

3. 作業内容

3.1 FRAnDLi の改良

FRAnDLi は、原子力機構の公開サーバにてホストしている。FRAnDLi では、分析値を記載した Microsoft Excel のデータファイルを CSV 形式に変換している。ユーザの検索信号を受けると、CSV ファイルを参照し、希望のデータを抽出して、ユーザに結果を表示する。この参照から表示までに要する時間を短縮するために、関連するプログラムの改良や CSV データの仕様の見直し、これにより必要となる修正を行う。CSV ファイルを参照する仕様は変更しない。作業にあたり、現在の画面表示、使用方法に変更が生じないよう配慮する。また、SampleBase は FRAnDLi のデータを引用しており、FRAnDLi の改良により必要となる変更を SampleBase に施す。

報告の際は、本改良の効果を定量的に示すとともに、今後、FRAnDLi に収録するデータが増加した際の検索速度の低下の予測を示す。

3.2 SampleBase の整備

(1) SampleBase の維持管理

現在使用中の MediaWiki 1.39.0 を、Long-term support release である 1.43 にバージョンアップする。これにともない拡張機能など関連するソフトウェアとの整合性を考慮し必

¹ <https://frandli-db.jaea.go.jp/FRAnDLi/>

要な整備を行う。

また、SampleBase の脆弱性検査の結果に応じてソフトウェアのアップデートを行う。本作業は契約期間実施する（頻度は月 1 回程度）。SampleBase は運用中であることから、受注者は作業の日程を JAEA と調整する。

(2) 拡張機能のインストール等

拡張機能 MassMessageEmail と EmailPage のインストールと、使用にあたり必要な設定を行い、動作することを確認する。

3.3 作業方法

(1) 作業計画と工程管理

受注者は、契約締結後、5 営業日以内に、日程を明記した工程表を含む作業計画書を作成し、JAEA に説明する会議を開催し、JAEA の確認を受けたうえで作業を開始する。工程表には、各工程の管理基準と確認時期を明記する。管理基準とは、次工程に進むために JAEA に確認を受ける内容をさす。受注者は、この確認のための会議を開催し、JAEA の確認を受けない限り次工程には進めない。

作業計画書の見直しが必要になった場合、事前に受注者と JAEA で協議し、改訂された作業計画書は 2 営業日以内に JAEA に提出し確認を得たうえで作業を実施する。

受注者は、上述の会議後、2 営業日以内に詳細な議事録を JAEA に提出し確認を得る。議事録に記載の無い事項は無効とする。

(2) 試行と実装

受注者が予備的に検討する場合、JAEA サーバーで運用している FRAnDLi 及び SampleBase では試行せず、受注者施設にて別途環境を構築して行う。受注者は、この試行版で、操作性やブラウザ上での表示の状況等を JAEA に示し、確認を受ける。確認の結果、必要に応じて修正、適正化等を行う。FRAnDLi や SampleBase への実装は、JAEA の確認を得たうえで行う。また、二つのデータベースは運用中であることから、受注者は実装のための作業の日程は JAEA と調整する。

(3) 作業のためのサーバーへの接続

FRAnDLi や SampleBase へのアクセスは、SSL-VPN リモートアクセスシステムを利用する。

(4) バックアップの作成

本件の作業の前後にコンテンツのバックアップを作成し、DVD メディアに収めて納品する。

3.4 作業の報告

主要な作業を簡潔にまとめた報告書を作成する。また、マニュアルを作成する。

4. 作業実施場所

- 受注者側実施施設
- 原子力機構内指定場所（必要に応じて）

5. 納期

令和 8 年 1 月 30 日

6. 提出書類

6.1 提出書類の一覧

提出書類は、JAEA による確認を受けること。

番号	提出書類名	提出期限	部数
(1)	委任又は下請負届（機構指定様式）（実施体制図を含む）	作業開始の 2 週間前まで	1 部
(2)	実施計画書	契約締結後 5 営業日以内	3 部
(3)	試験検査要領書	検査開始の 5 営業日前	3 部
(4)	試験検査成績書	検査後 2 営業日以内	3 部
(5)	議事録	打合せ後 2 営業日以内	3 部
(6)	報告書(サーバ設定書を含む)	令和 8 年 1 月 30 日	5 部
(7)	電子データファイル*	令和 8 年 1 月 30 日	1 部

*(1)～(6)のデータを収録した DVD 等のメディアとする。

6.2 提出方法と提出場所

(1) 提出方法

持ち込み渡し、または、郵送。

郵送の際は、いわき事務所から、大熊分析・研究センターに転送するために必要な日数（土日を含めて 7 日間程度）を見込むこと。

(2) 提出場所

持ち込みの場合

- 郵便番号

979-1301

- 住所

福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 5

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大熊分析・研究センター 施設管理棟 3 階居室

- 担当

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 福島廃炉安全工学研究所

廃炉環境国際共同研究センター 廃炉マネジメントグループ

郵送の場合

- 郵便番号
970-8026
- 住所
福島県いわき市平字大町 7-1 平セントラルビル 8 階（大熊分析・研究センター
施設管理棟 3 階）
- 担当
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 福島廃炉安全工学研究所
廃炉環境国際共同研究センター 廃炉マネジメントグループ

7. 支給・貸与物品

7.1 支給物品

なし

7.2 貸与物品

以下のものを無償で貸与する。貸与品は業務終了後、速やかに返却すること。

- FRAnDLi のソースコードと分析データー式。
- FRAnDLi と SampleBase のサーバ設定書とマニュアル一式
- 原子力機構ネットワークに VPN 接続するためのアカウント
- 原子力機構ネットワークに接続可能なパソコン 1 式 （原子力機構敷地内）

8. 検収条件

上記「6 提出書類」の員数・仕様に関する検査の合格をもって検収とする。

9. 検査員及び監督員

9.1 検査員

一般検査 管財担当課長

9.2 監督員

動作試験 廃炉マネジメントグループ グループリーダー、あるいはグループリーダーが指名する者

10. 特記事項

- 本契約で使用する設備及び備品（リース物件を含む）については、すべて受注者側で用意する。

- 納入物件の所有権及び著作権、その他この物件の使用、収益、処分（複製・翻訳・翻案・変更・譲渡・貸与及び二次的著作物の利用を含む）及び関連する技術情報に関わるものの権利は原子力機構に帰属するものとする。但し、本契約遂行のために使用するもののうち、本契約締結以前から受注者が所有するものについては、その著作権は受注者に帰属するものとする。
- 本件で知り得た情報等を原子力機構に許可なく使用、公開すること及び第三者に伝達することを禁止する。
- 本仕様書に記載の事項について、疑義が生じた場合は、原子力機構と協議の上、その決定に従う。
- 実施計画書及び検査要領書、報告書の詳細に関しては、別途、原子力機構と協議のうえ決定することとする。
- 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。
- 原子力機構が、受注者に対し本補助金事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めた場合にはその求めに応じること。

11. 業務に必要な資質等

- 本作業を円滑に行うために、品質保証を含む実施体制が確立されていること。
- 原子力分野において、機密情報を含むデータベースに関連した開発や運用の業務が実施可能であること。

12. 知的財産権等

知的財産権等の取扱いについては、別添1「知的財産権特約条項」に定められたとおりとする。

13. グリーン購入法の推進

- 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- 本仕様で定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

以上

別紙 1

対象とするデータベースの仕様

1. 概要

項目	分析結果データベース FRAnDLi (フランドリ)	分析試料データベース SampleBase (サンプルベース)
サーバ	公開	非公開
OS	Red Hat Enterprise Linux Server	同左
CPU	2	同左
メモリ	2 GB	16 GB
ストレージ	50 GB	100 GB
ソフトウェア	Apache PHP phpExcel Smarty	Apache PHP wget composer MariaDB MediaWiki

2. データ構造

2.1 FRAnDLi

(1) 入力データ

入力データはテキスト形式で次の 2 種類がある。

- データファイル
- 出典情報ファイル

データファイルのフォーマットは 2 種類で、「汚染水」「汚染水処理二次廃棄物」「瓦礫」「土壌」「植物」が 1 種類(別紙 2)と「保管・貯蔵量」が 1 種類(別紙 3)である。出典情報ファイルは 1 種類である(別紙 4)。

(2) データベース

FRAnDLi にアップロードされた入力データはデータベース化される。データベースはテキスト形式である。

データファイルにおける、入力データとデータベースのフォーマットの比較を、別紙 2 と別紙 3 に示した。出典情報ファイルでは、入力データとデータベースのフォーマットは同一である。

別紙 2

「汚染水」「汚染水処理二次廃棄物」「瓦礫」「土壌」「植物」の入力データ（Microsoft Excel ファイル）とデータベース（CSV 形式）のフォーマットの比較

インプットデータ				データベース
ヘッダ階層 1	ヘッダ階層 2	ヘッダ階層 3	ヘッダ階層 4	項目
管理番号				管理番号
分類	カテゴリ 2			カテゴリ 2
	カテゴリ 3			カテゴリ 3
	試料採取場所 1			試料採取場所 1
	試料採取場所 2			試料採取場所 2
	試料採取場所 3			試料採取場所 3
	試料採取場所 4			試料採取場所 4
	試料採取場所 5			試料採取場所 5
採取情報	試料名称		日本語	試料名称
			英語	試料名称 Eng
	採取日			採取日
	試料番号			試料番号
	採取状況		日本語	採取状況
			英語	採取状況 Eng
	試料性状		日本語	試料性状
			英語	試料性状 Eng
	質量		値	質量/体積
			単位	質量に対する単位
	線量率		値	線量率
			単位	なし
	分析機関		日本語	分析機関
			英語	分析機関 Eng
	備考			備考
分析値	放射能濃度			分析項目
		元素記号		試料
		※分析した元素記号の 数繰り返し	基準日	基準日
			検出下限	検出下限
			分析値	分析値
			誤差	誤差
			単位	単位

	元素濃度			分析項目
		元素記号		試料
		※分析した元素記号の 数繰り返し	基準日	基準日
			検出下限	検出下限
			分析値	分析値
			誤差	誤差
			単位	単位
	固液比[wt%]			分析項目
		固体		試料
		(個体の値)		分析値
		液体		試料
		液体の値		分析値
	固液比[vol%]			分析項目
		固体		試料
		(個体の値)		分析値
		液体		試料
		液体の値		分析値
	粒子径			登録なし
		平均		登録なし
		メジアン(個数基準)		登録なし
		メジアン(体積基準)		登録なし
		最大		登録なし
	pH			分析項目、試料
	(pH の値)			分析値
	その他	画像		画像
		出典 Url		出典情報

別紙 3

「保管・貯蔵量」の入力データ（Microsoft Excel ファイル）とデータベース（CSV 形式）のフォーマットの比較

インプットデータ				データベース
ヘッダ階層 1	ヘッダ階層 2	ヘッダ階層 3	ヘッダ階層 4	項目
管理番号				管理番号
分類	カテゴリ 2			カテゴリ 2
	カテゴリ 3			カテゴリ 3
	試料採取場所 1			試料採取場所 1
	試料採取場所 2			試料採取場所 2
	試料採取場所 3			試料採取場所 3
	試料採取場所 4			試料採取場所 4
	試料採取場所 5			試料採取場所 5
採取情報	試料名称		日本語	試料名称
			英語	試料名称 Eng
	採取日			採取日
	試料番号			試料番号
	採取状況		日本語	採取状況
			英語	採取状況 Eng
	試料性状		日本語	試料性状
			英語	試料性状 Eng
	質量		値	質量/体積
			単位	質量に対する単位
	線量率		値	線量率
			単位	なし
	分析機関		日本語	分析機関
			英語	分析機関 Eng
	備考			備考
計測値	(貯蔵・保管量)			分析項目
			値	分析値
			単位	単位

別紙 4

出典情報の入力データ（Microsoft Excel ファイル）とデータベース（CSV 形式）のフォーマットの比較

インプットデータ	データベース
項目	項目
出典番号 1	出典番号 1
出典番号 2	出典番号 2
リンク url	リンク url

知的財産権特約条項

(知的財産権の範囲)

第1条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権等」と総称する。）
- (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権等を受ける権利」と総称する。）
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利（以下「プログラム等の著作権」と総称する。）
- (4) コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）に規定するコンテンツで甲が本契約において制作を委託するコンテンツ（以下「コンテンツ」という。）の著作権（以下「コンテンツの著作権」という。）
- (5) 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2 この特約条項において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 この特約条項において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、プログラム等の著作権については著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為、コンテンツの著作権については著作権法第2条第1項第7の2号、第9の5号、第11号にいう翻案、第15号、第16号、第17号、第18号及び第19

号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

第2条 本契約に関して、乙単独で発明等を行ったときは、甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。(以下、乙に単独に帰属する知的財産権を「単独知的財産権」という。)

- (1) 乙は、本契約に係る発明等を行ったときは、遅滞なく次条の規定により、甲にその旨を報告する。
- (2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- (4) 乙は、甲以外の第三者に委託業務の成果にかかる知的財産権の移転又は専用実施権(仮専用実施権を含む。)若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に通知し、承認を受けなければならない。

イ 乙が株式会社である場合、乙がその子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同法第4号に規定する親会社をいう。)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 乙が承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合

- 2 甲は、乙が前項に規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を無償で(第7条に規定する費用を除く。)譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知

的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(知的財産権の報告)

第3条 乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請をするときは、あらかじめ出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて甲に通知しなければならない。

2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項及び同規則様式26備考24等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願であることを表示しなければならない。

3 乙は、第1項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。

4 乙は、本契約に係るプログラム等又はコンテンツが得られた場合には、著作物が完成した日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。

5 乙は、単独知的財産権を自ら実施したとき、及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第5条第2項に規定する場合を除く。）は、甲に文書により通知しなければならない。

(単独知的財産権の移転)

第4条 乙は、単独知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を甲に文書で提出し、承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該移転の事実を文書より甲に通知するものとする。

2 乙は、前項のいずれの場合にも、第2条、前条、次条及び第6条の規定を準用すること、並びに甲以外の者に当該知的財産権を移転するとき又は専用実施権等を設定等するときは、あらかじめ甲の承認を受けることを当該第三者と約定させ、かつ、第2条第1項に規定する書面を甲に提出させなければならない。

(単独知的財産権の実施許諾)

第5条 乙は、単独知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、甲に文書により通知しなければならない。また、第2条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約定しなければならない。

2 乙は、単独知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、文書により甲及び国の承認を受けなければならない。ただし、第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該専用実施権等設定の事実を文書により甲に通知するものとする。

3 甲は、単独知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾

する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲、乙協議の上決定する。

(単独知的財産権の放棄)

第6条 乙は、単独知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(単独知的財産権の管理)

第7条 甲は、第2条第2項の規定により乙から単独知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利を譲り受けたときは、乙に対し、乙が当該権利を譲り渡すときまでに負担した当該知的財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに必要な手続に要したすべての費用を支払うものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属)

第8条 本契約に関して、甲及び乙が共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出なければならない。(以下、甲と乙が共有する知的財産権を「共有知的財産権」という。)

- (1) 当該知的財産権の出願等権利の成立に係る登録までに必要な手続は乙が行い、第3条の規定により、甲にその旨を報告する。
- (2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権のうち乙が所有する部分が無償で譲り受けるものとする。

3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権のうち乙が所有する部分が無償で甲に譲り渡さなければならない。

(共有知的財産権の移転)

第9条 甲及び乙は、共有知的財産権のうち自らが所有する部分を相手方以外の第三者に

移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の実施許諾)

第10条 甲及び乙は、共有知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、あらかじめ相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の実施)

第11条 甲は、共有知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償で当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が共有知的財産権について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことにかんがみ、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲、乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(共有知的財産権の放棄)

第12条 甲及び乙は、共有知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の管理)

第13条 共有知的財産権に係る出願等を甲、乙共同で行う場合、共同出願契約を締結するとともに、出願等権利の成立に係る登録までに必要な費用は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて負担するものとする。

(知的財産権の帰属の例外)

第14条 本契約の目的として作成される提出書類、プログラム等及びその他コンテンツ等の納品物に係る著作権は、すべて甲に帰属する。

2 第2条第2項及び第3項並びに第8条第2項及び第3項の規定により著作権を乙から甲に譲渡する場合、又は前項の納品物に係る著作権の場合において、当該著作物を乙が自ら創作したときは、乙は、著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第15条 甲及び乙は、第2条及び第8条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願申請を行

った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第16条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して本特約条項の各条項の規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第17条 第2条及び第8条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第18条 本特約条項の有効期限は、本契約締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。